

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様
三 島 市 議 会 議 長 川 原 章 寛 様

三島市監査委員 今 井 信 義

三島市監査委員 松 田 吉 嗣

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査を三島市監査基準（令和 2 年三島市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査

- 2 監査の対象
 - (1) 財政援助団体監査
 - 補助金名称 三島市シルバー人材センター補助金
 - 交付団体 公益社団法人 三島市シルバー人材センター
 - 所管課 健康推進部 地域包括ケア推進課
 - (2) 公の施設の指定管理監査
 - 施設名称 三島駅北口広場送迎用一般車駐車場
 - 指定管理者 タイムズ 2 4 株式会社連合体
 - 所管課 都市基盤部 都市整備課

- 3 監査の範囲 令和 2 年度における財政的援助及び公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行状況

- 4 監査の実施場所及び期間
監査委員事務局事務室及び監査委員室
令和 3 年 5 月 14 日から令和 3 年 6 月 25 日まで

5 監査の実施内容

(1) 事務局職員の事前調査

所管課及び団体からの調書及び関係書類の提出を求め、提出された関係書類に基づき所管課の担当及び団体の経理担当等から聴取を行い、確認した事項について調書を作成し監査委員に報告した。

(2) 監査委員による監査

事務局職員が調査した関係書類及び調書に基づき監査を実施した。

6 監査の評価項目

(1) 財政援助団体監査の所管課関係

- ア 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 財政援助団体監査の団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部署へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

(3) 公の施設の指定管理監査の所管課関係

- ア 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
- イ 指定管理者の指定について、議会の議決を経ているか。
- ウ 指定の手続きは条例等に基づき適正に行われているか。
- エ 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また指定管理者が利用料

金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手続は適正に行われているか。

- オ 協定書等において、管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
- カ 協定書等において、指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
- キ 想定されるリスクの分担が定められているか。
- ク 指定管理料の算定根拠は、合理的な基準に基づいているか。
- ケ 指定管理料の支出の方法、時期、手続き等は適正か。
- コ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- サ 指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求め、調査し、指示を行っているか。
- シ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(4) 公の施設の指定管理監査の団体関係

- ア 協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。
- イ 協定等に違反する第三者への委託を行っていないか。
- ウ 指定管理料の請求、受領は協定等どおりになされているか。
- エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- オ 事業報告書の記載内容（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）は適正か。
- カ 個人情報管理は適正に行われているか。
- キ 利用料金の収納は適正に行われているか。
- ク 利用料金は管理経費に充当され適正に運用されているか。
- ケ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正か。また他の事業との会計区分は明確か。
- コ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- サ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。
- シ 利用促進のための努力はなされているか。

7 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を行ったところ、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

(1) 公益社団法人 三島市シルバー人材センター

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

ア シルバー人材センターにおかれては、今後、高齢化の進展や定年延長など変化する社会情勢のもと、地域のニーズに応じた会員の確保や、新たな就業機会の拡張に努められ、自主財源の確保による経営基盤の強化を図り、高齢者の生きがいの充実や社会参加の推進など活力ある地域社会づくりに寄与されるよう尽力されたい。また、一部、経理及び人員配置について改善及び検討を要する事項が見受けられたので必要な処置を検討されたい。

イ 所管課は、当該補助金の交付にあたっては、国による補助基準で実施していることから、補助対象経費の詳細な内訳は国へ提出された補助金申請及び実績報告書の調書でなければ確認することができず、市としての補助対象経費及び事業内容等の審査が不十分であるように思われる。

補助金執行の適正性を判断するためには、事業内容や収支計算書を精査し、補助金の積算根拠を明確にするとともに、補助対象経費であるかを帳簿及び領収書等で確認すべきところである。補助金は市が支出しているものであり、補助目的が達成できているか事業実績を確認し指導を行うなど、補助金交付にあたっては確実な審査を行ない、今後もセンターの本来の目的を達成するために適切な指導監督に努められたい。

(2) タイムズ24株式会社連合体

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

ア 地方自治法第244条の2第10項においては、普通地方公共団体の長等は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、必要な指示をすることができる」と規定されている。

指定管理者が過大な利益になることなく、住民のサービス向上のための投資がされているか、また、現行の利用料金の適正性を判断するためにも、所管課は収支報告を裏付ける証拠書類等の確認や、実地調査により事業の実施状況を把握する等、公の施設として住民の利用に支障をきたすことのないよう、チェック機能を高め適正管理に努められたい。

8 団体及び補助金の概要

(1) 公益社団法人 三島市シルバー人材センター

補助金名称	三島市シルバー人材センター補助金
補助の目的等	定年退職後等の高齢者に対して、知識、経験及び希望に応じた就業機会を確保し、地域に密着した、臨時的かつ短期的または軽易な業務に係る仕事を提供し、高齢者の生きがいをづくり、社会参加、福祉の増進に寄与することを目的として、国の交付額の算定方法により算出した額を限度とし、市の予算の範囲内において交付する。（国庫補助金額 12,000,000円）
補助金額	12,000,000円（一般財源）
団体の決算状況	歳入決算額 354,321,989円 歳出決算額 345,892,547円 歳入歳出差引額 8,429,442円 （うち補助対象経費 24,718,739円 充当率48.5%）

(2) タイムズ24株式会社連合体

施設の名称	三島駅北口広場送迎用一般車駐車場
指定管理業務	1 自動車の入場及び出場の管理に関する業務 2 駐車場の利用に係る料金の収受に関する業務 3 施設及び付属設備の維持管理に関する業務
指定手続	平成28年7月15日 市へ指定管理者指定申請書提出 平成28年8月3日 指定管理者審査委員会によるヒアリング、総合審査、選定 平成28年8月8日 選定結果通知 平成28年8月25日 三島駅北口広場送迎用一般車駐車場の管理に関する仮協定書締結 平成28年9月6日 市議会9月定例会にて議第67号「公の施設の指定管理者の指定について」議決 平成28年9月6日 指定管理者指定通知及び告示、協定書締結

<p>指定管理料等</p>	<p>当初協定では、地方自治法第244の2条第8項に基づく利用料金制度により管理を行い、指定管理者が提示した納付金（年額17,570,399円）を毎年度4月末までに市に納付する協定となっていたが、令和2年度は新型コロナの影響により駐車場利用料収入が大幅に減少（5月は対前年度86%減）したため、収入実績額と収入予算額の差額を納付金で調整する内容の変更協定を令和2年7月10日付で締結した。</p> <p>指定期間内における納付実績は下記のとおりである。</p> <p>平成28年度 8,785,204円（6ヶ月分）</p> <p>平成29年度 17,570,399円</p> <p>平成30年度 17,570,399円</p> <p>令和元年度 17,570,399円</p> <p>令和2年度 4,714,009円</p>
---------------	--